

内容質問回答書

No. 1

件名	山口市役所別館ビル管理業務		
工事場所 履納品場所	山口市役所別館		
入札（開札）年月日	令和 7 年 5 月 1 6 日（金）		
質 問 事 項		質問受理日	4月22日
建築物環境衛生管理技術者（ビル管理技術者業務）についてお尋ねします。 管理技術者が二以上の特定建築物の管理技術者を兼ねることについて、特定建築物所有者等は、 ア 選任しようとする者が同時に二以上の特定建築物の管理技術者を兼ねることとなる場合には、当該二以上の特定建築物の管理技術者となってもその業務の遂行に支障がないことを確認しなければならないこと イ 選任時のみならず、現に選任している管理技術者が、新たに他の特定建築物の管理技術者を兼ねようとするときについても、アと同様の確認を行うこと ウ ア及びイの確認を行う場合において、当該特定建築物について当該特定建築物所有者等以外に特定建築物維持管理権原者があるときは、あらかじめ、当該特定建築物維持管理権原者の意見を聴かなければならないことと定められております。 また、統一的管理性が確保されている場合においては、3 棟までの兼任を認めることができる。 と定められておりますが、管理技術者の兼任を可能とするのかどうか、また兼務を可能とする場合は、最大兼務数をお教えてください。			
回 答 事 項		回 答 日	4月23日
兼任は可能です。また、最大兼任数について定めていません。 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長より示されている「建築物環境衛生管理技術者の選任に関する質疑応答集（Q&A）について」（令和 4 年 1 月 3 1 日付け薬生衛発0131第1号）を参照いただき、他の兼任状況を勘案し業務の遂行に支障がない範囲で選任してください。			
回 答 担 当 所 属	所 属 名	総務部総務課庁舎管理担当	
	電 話 番 号	083-934-2731	